

イドラインを示している（Guidelines for Drinking-water Quality, 4th edition, 2011、Table 9.2、日本語訳有）。

注) 上記の Liquid food のカテゴリーに対し、介入レベルに汚染されたものの割合が 1% と想定されていることの理由として、文献 1-01)では以下のように説明されている。

「多くの EU 加盟国において、飲料水の多くは地下水として供給されており、事故による降灰物の影響を直接受けることはない。水源間の相互供給網により、多くのケースにおいて、原子力事故・緊急事態の影響を受けた地域へ、非汚染水を供給することが可能である。従って、供給源の全般的な汚染ということはないという可能性が高い（f 値が極めて小さい）。ただし、他の水供給源を利用できない地域では、飲料水の水源或いは河川が広く汚染されるということが起きうる。そのような状況が発生した場合は、規制当局が放射線学的影響を評価し、可能な対応策を検討することとなる。その場合、市場の動向に委ねるというのではなく、健康影響という観点から規制当局による介入が行われる。」

4. 2 福島事故対応における EU 食品規制基準

4. 2. 1 対応の概要

原子力事故による食品汚染規制への対応の基本は、チェルノブイリ事故後に設定された規則 3954/87（及びその修正等）で対応することが決まっていたが、2011 年 3 月 11 日に発生した福島第一原子力発電所事故への対応として、実施規則（Implementing Regulation）を設定して対応が行われた。最初の段階では、それまでの規則 3954/87 で対応するための実施規則であったが、日本の規制当局が示すモニリング結果を踏まえた輸出規制が、EU の規則と異なるものであったため、それとの整合性を持たせるために実施規則の内容が変更され、その後も日本側の対応との整合をとりながら実施規則の改訂が行われた。

食品の放射線検査対象は時折見直しが行われていたが、それらは必ずしも実施規則の改訂・修正という形はとっていなかったようである。

以下においては、放射性セシウム等による食品の汚染許容基準がどのように変更されたかに注目した動向を整理する。なお、本調査では、福島事故対応ということでは、実施規則 2017/2058（2017 年 11 月 10 日）までを対象とした。

4. 2. 2 福島対応の実施規則変更経緯

以下において、EU が福島事故に対して、食品規制にどのように対応したかを時系列的に整理する。

(1) 実施規則 297/2011 (2011 年 3 月 25 日)

1-1) 許容レベル

表 4.2.1 食品中の放射性物質の許容限度 (EU 実施規則 297/2011)

	食品				飼料
	幼児食品	乳製品	他の一般食品 (マイナーフーズを除く)	液体食品	
放射性 Sr、特に Sr-90 の合計	75	125	750	125	
放射性 I、特に I-131 の合計	150	500	2,000	500	
Pu 及び超 Pu の α 放射性同位体の合計、特に Pu-23, Am-241	1	20	80	20	
半減期が 10 日より長い他の放射性核種の合計、特に Cs-134, Cs-137 (C-14, H-3 及び K-40 を除く)	400	1,000	1,250	1,000	豚 : 1,250 家禽類、子羊、子牛 : 2,500 その他 : 5,000

注 1) 上記は規則 3954/87 (及びその修正版) と同じ。

2) マイナーフーズに対する許容レベルは、「他の一般食品」の 10 倍 (規則 944/89)。

1-2) 輸入制限対象外

- ① 2011 年 3 月 11 日以前に収穫・加工されたものであること。
- ② 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、山梨県、埼玉県、東京都及び千葉県以外からの食品であること。
- ③ 上記地域 (②で示した地域) からの食品である場合は、I-131、Cs-134/137 のレベルが先の 1-1) で示したレベル以下であることを示すこと。

(2) 実施規則 351/2011 (2011 年 4 月 11 日)

2-1) 日本の防護対策への対応

- ① 日本の厚生労働省は 3 月 17 日、「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第 6 条第 2 号に基づき規制を行うこととした (具体的には後述する)。
- ② この内容は同日付で EU へも通知され、その行動レベルは暫定的なものであるとされ、日本側規制当局からは、「日本国内の市場で流通することが許可されない生産物に対しては、輸出も認められない。」と説明された。その後、日本側の行動レベルは、長期間適用されることが明らかになってきた。
- ③ 従って、日本の規制当局による輸出前管理と、EU 域内に入ってくる日本に由来する或いは日本から輸送される飼料・食品に対して行われる管理の間で、整合性をとることが適切であるとされた。即ち、日本側の管理基準が EU の管理基準より

低く設定されている限り、日本からの輸入食品に対しては日本の行動レベルと同じ基準を暫定的に課すことが妥当と判断された。

2-2)許容レベル（下表で朱書き部分は、変更点）

表 4.2.2 許容限度の変更 (EU 実施規則 351/2011)

	食品				飼料
	幼児食品	乳製品	他の一般食品 (液体食品を除く)	液体食品	
放射性 Sr、特に Sr-90 の合計	75	125	750	125	
放射性 I、特に I-131 の合計	100	300	2,000	300	2,000
Pu 及び超 Pu の α 放射性同位体の合計、特に Pu-23,Am-241	1	1	10	1	
半減期が 10 日より長い他の放射性核種の合計、特に Cs-134,Cs-137(C-14, H-3 及び K-40 を除く)	200	200	500	200	Cs-134/137 合計 : 500

2-2)輸入制限対象外

- ①福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、山梨県、埼玉県、東京都及び千葉県以外からの食品に対しては、変更された許容レベル以下であることを示すこと。

(3) 実施規則 961/2011 (2011 年 9 月 27 日)

3-1)許容レベル

- ①実施規則 351/2011 (2011 年 4 月 11 日) から変更なし。

3-2)輸入制限対象外

- ①2011 年 3 月 11 日以前に収穫・加工されたものであること。
- ②福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、山梨県、埼玉県、東京都、千葉県、**神奈川県及び静岡県**以外からの食品であること。
(注：神奈川県と静岡県が追加された)
- ③上記地域（②で示した地域）からの食品である場合は、I-131、Cs-134/137 のレベルが先の 3-1)で示したレベル以下であることを示すこと。

(4) 実施規則 284/2012 (2012 年 3 月 29 日)

4-1)輸入規制対象外

①2011年3月28日以前に日本から搬出されたもの。

②2011年3月11日以前に収穫・加工されたもの。

③酒、ウイスキー、焼酎。

注) 上記アルコール飲料については、CNコードでの分類で記載されている。このコードの最新版は実施規則2016/1821を参照。

4-2) 食品に対する放射性セシウム許容基準

①日本で2012年4月から導入された新しい基準と整合させるために、EU実施規則では以下の放射性セシウム許容基準が導入された。

表 4.2.3 日本の新基準へ適合させるために導入された基準

(食品)

	幼児用食品	乳製品	他の食品(以下を除く。 ・ミネラルウォーター及び類似飲料水 ・発酵していない葉からのお茶飲料 ・大豆及び大豆製品	ミネラルウォーター及び類似の飲料水、発酵しない葉からのお茶飲料
Cs-134/137 合計	50	50	100	10

(飼料)

	牛・馬の飼料	豚用飼料	家禽用飼料	魚用飼料
Cs-134/137 合計	100	80	160	40

注) この実施規則284/2012は、日本国内で行われてきた規制値の検討結果へ対応したものである。即ち、事故直後は暫定規制値で対応してきたのであるが、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会での検討を踏まえ、「食品中の放射性物質に係る規格基準の設定について」(2011/12/22)が発表されたことを踏まえてのEUとしての対応である。

4-3) 新基準導入のための移行措置

日本の規制当局が2012年2月24日に設定した、Cs-134/137合計についての新しい基準へ適合させるための移行措置として、以下の対応が導入された。

a) 乳製品、2012年3月31日以前に加工されたミネラル・ウォーター類は、
200Bq/kg以上の放射性セシウムを含んでいてはならない。米、大豆及び2012

年 3 月 31 日以前に加工された製品を除く、他の食品は 500Bq/kg 以上の放射性セシウムを含んではならない。

- b) 2012 年 9 月 30 日以前に加工・処理された米から製造される製品は、放射性セシウムを 500Bq/kg 以上含んでいてはならない。
- c) 2012 年 12 月 31 日以前に収穫され、市場に出回った大豆は、500Bq/kg 以上の放射性セシウムを含んでいてはならない。
- d) 2012 年 12 月 31 日以前に加工・処理された、大豆を用いた製品は 500Bq/kg 以上の放射性セシウムを含んでいてはならない。

(5) 実施規則 996/2012 (2012 年 10 月 26 日)

5-1) 輸入規制対象外

- ①2011 年 3 月 28 日以前に日本から搬出されたもの。
- ②2011 年 3 月 11 日以前に収穫・加工されたもの。
- ③アルコール飲料 (CN コード 2203~2208)
 - 2203 : ビール (麦芽から製造)
 - 2204 : ワイン (ぶどうから製造)
 - 2205 : ベルモット
 - 2206 : 他の発酵飲料
 - 2207 : 非変性エチルアルコール (アルコール度数 80%以上)
 - 2208 : 非変性エチルアルコール (アルコール度数 80%未満)

注) CN コードの最新版は実施規則 2016/1821 を参照。

5-2)日本の規制当局の暫定的な測定への対応

この事項については、実施規則 284/2012 (2012 年 3 月 29 日) から変更なし。

5-3)放射性セシウムに関する規制

実施規則 284/2012 (2012 年 3 月 29 日) から変更なし。

(6) 実施規則 322/2014 (2014 年 3 月 28 日)

6-1)規制対象地域の見直し

- ①日本国内で実施されている農産物等のモニタリング結果を踏まえ、規制対象地域の見直しが行われた。

6-2)日本の規制当局の暫定的な測定への対応

この事項については、実施規則 284/2012 (2012 年 3 月 29 日) から変更なし。

6-3)放射性セシウムに関する規制

実施規則 284/2012 (2012年3月29日) から変更なし。

注) この実施規則は、2015年3月31日までに見直すとされていた。

(7) 実施規則 2015/328 (2015年3月2日)

実施規則 322/2014 の一部修正版。

福島県からのお茶の輸入に係る宣誓書の扱いについて修正。

(8) 実施規則 2016/6 (2016年1月5日)

実施規則 322/2014 を廃止し、規則適用に係る修正がなされた。放射性セシウムに係る基準としては、許容基準値についての変更はなかったが、乾燥食品（茶葉、マッシュルーム等）を元に戻した状態で濃度を評価することなどの注釈が付加された。

(9) 実施規則 2017/2058 (2017年11月10日)

実施規則 2016/6 を修正。日本から EU 域内へ輸入される食品について、放射性セシウムに係る規制の対象となる食品の見直しが行われた。セシウムに関する許容基準値に変更はない。

4. 2. 3 日本の規制機関における対応状況

本節では、EU の対応に影響を与えたであろうと考えられる、日本の規制機関が実施してきた措置等について整理を行う。

(1) 厚生労働省の対応

付属資料 1-4 に、「薬事・食品衛生審議会（食品衛生分科会放射性物質対策部会）」に提出された資料に基づき、厚生労働省がどのような対応をとってきたかについて整理した。

1-1)事故直後の緊急的措置

厚生労働省は、事故直後の緊急的措置として、当時の原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に基づき規制を行うこととし、各自治体に対して通知した（2011/3/17）。その後、暫くの間は、この「暫定規制値」で対応することとなった。

1-2)薬事・食品衛生審議会での検討

①審議会では、食品安全委員会での検討状況も踏まえながら、暫定規制値に代わる

基準の検討を進めた。食品安全委員会では、福島事故で放出された核種等を踏まえながら、「評価書　食品中に含まれる放射性物質」を発表した（2011/10）。その中では、小児期間における感受性の高さ、そして「累積線量として 100mSv 未満の健康影響について言及することは現在得られている知見からは困難であった」との見解が示された。

②薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会資料（2011.10.31）では、厚生労働大臣発言要旨（2011.10.28 閣僚懇談会）をもとに、検討の方向について、以下の考え方方が提示された。

- ・「現在の暫定規制値は、食品から許容することのできる線量を、放射性セシウムでは、年間 5 ミリシーベルトとした上で設定している。この暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、厚生労働省としては、より一層、食品の安全と安心を確保するために、来年 4 月を目途に、一定の経過措置を設けた上で、許容できる線量を年間 1 ミリシーベルトに引き下げる基本として、薬事・食品衛生審議会において規制値設定のための検討を進めていく。」
- ・年間 1mSv とする根拠の一つとして、国際規格である CODEX での指標が用いられていること、そして食品中の放射性セシウムの検出濃度は、多くの食品で、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること、が提示されている。尚、審議会のこれまでの提出資料（2011/7/12）で、日本の暫定規制値を、CODEX、EU の基準と比較した結果が提示されている。

③「食品中の放射性物質に係る規格基準の設定について」（2011/12/22）

審議会での検討結果が、平成 23 年 12 月の部会で提出され、上記報告書として承認された。

1-3) 規格基準の要点

表 4.2.4 新基準値

食品区分	放射性セシウムの基準値(Bq/kg)
飲料水	10
乳児用食品	50
牛乳	50
一般食品	100

上表の形で規格基準が提示されたのであるが、この形で整理されたことの理由については、以下のように説明されている。

①介入線量レベル（1mSv/y）

ALARA の考え方、そして CODEX で食品の介入免除レベルとしてこの値が採用

されていることによる。

②規制対象核種

- ・福島事故で大気中に放出された核種についての原子力安全・保安院の試算に基づきセシウム(Cs-134、Cs-137)、ストロンチウム(Sr-90)、ルテニウム(Ru-106)、プルトニウム(Pu-238、Pu-239、Pu-240、Pu-241)を規格基準における規制の対象となる放射性核種とする。
- ・放射性セシウム以外の核種は、測定に時間がかかるため、放射性セシウムとの比率を算出し、合計して1ミリシーベルトを超えないよう放射性セシウムの基準値を設定する。
- ・放射性ヨウ素は、代表核種をI-131として暫定規制値が設定されているが、福島原発事故による線量全体への寄与が大きいと考えられる放射性ヨウ素の中で、最も半減期が長いI-131でも約8日であり、平成23年7月15日以降に食品からの検出報告がないことから、規制の対象とはしない。
- ・ウランは、現時点において福島原発の敷地内あるいは敷地外で測定されているウランの同位体比が、天然に存在するウランの同位体比に比べて変化が見られず、放出量は極めて少ないと考えられることから、規制の対象とはしない。

③食品区分

表4.2.5 食品区分及びその設定理由

食品区分	設定理由	含まれる食品の範囲
飲料水	①すべての人が摂取し代替がきかず、摂取量が大きい ②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値(10Bq/kg)を提示 ③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能	○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶
乳児用食品	○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	○健康増進法(平成14年法律第103号) 第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち、「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの ○乳児及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳等)及び乳飲料
牛乳	①子どもの摂取量が特に多い ②食品安全委員会が「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	
一般食品	以下の理由により、「一般食品」として一括して区分 ①個人の食習慣の違い(摂取する食品の偏り)の影響を最小限にすることが可能 ②国民にとって、分かりやすい規制 ③コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合	○上記以外の食品

(2) 農林水産省の対応

2-1) EU 規則への対応

食品中の放射性物質に係る安全基準については厚生労働省において対応がなされたきたが、それらの基準を実際の食品に適用し、検査等の結果を取りまとめてきたのは農林水産省であった。さらに、農林水産省は、農産物等の輸出という観点から輸出業者等への情報提供を行っており、EU 域内への輸出については、EU 規則への対応について支援を行っている。EU 規則・実施規則等に変更がなされる毎、そして制限地域等に変更があるたびに、関係機関へ情報を提供し、農林水産省のホームページ上でも提供されてきた。特定の都道府県で産出した食品に対しては、EU 規則で「EU の放射性物質基準に適合することの証明」を提出することが求められており、その事項について紹介が行われてきた。

注) 農林水産省食料産業局が対応してきた。

2-2) 汚染検査結果の集約

日本国内各地で実施されている農産物等の汚染検査結果について、農林水産省は集約を行い、それらの全データは農林水産省のホームページ上で公開されている。

表 4.2.6 米検査結果概要

	検査点数	放射性セシウム基準値 (100Bq/kg) 以下		放射性セシウム基準値 (100Bq/kg) 超		放射性セシウム基準値 (100Bq/kg) の超過割合	
		50Bq/kg 以下 (「検出せず」を含む)	50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下	100Bq/kg 超 500Bq/kg 以下	500Bq/kg (暫定規制値) 超		
24 年度	全袋検査分	1,037 万	1,036 万	2,086	84	0	0.0008%
	抽出検査分	9,213	9,204	0	0	0	0%
~23 年度	26,464	25,063	809	553	39	2.24%	

(注 1) 検出下限値以下は 50 Bq/kg 以下として集計。

(注 2) 24 年度の結果については、福島県及び宮城県の一部地域で実施した全袋検査を含む。
なお、25 年度に検査した 24 年産の米も含む（平成 26 年 2 月 28 日現在）。

(注 3) 23 年産の米については、一部地域で稲の作付制限を行った上で、その他の地域については収穫前と収穫後の 2 段階の調査体制により放射性物質調査を実施。

福島県の 23 年度末までの結果については、福島県で暫定規制値 (500 Bq/kg) を超える放射性物質を含む米が検出されたことを受けて実施した緊急調査の検査結果を含む。

表 4.2.7 野菜検査結果概要

検査点数	放射性セシウム基準値(100Bq/kg)以下		放射性セシウム基準値(100Bq/kg)超		放射性セシウム基準値(100Bq/kg)超 500Bq/kg(暫定規制値)超 500Bq/kg(暫定規制値)以下の品目	500Bq/kg(暫定規制値)超の品目	放射性セシウム基準値(100Bq/kg)の超過割合	
	50Bq/kg以下(「検出せず」を含む)	50Bq/kg超	100Bq/kg超	500Bq/kg以下(暫定規制値)超				
24年度	18,570	18,555	10	5	0	ホウレンソウ 注1 アシタバ、レンコン、 クワイ、コマツナ注1	—	0.03%
~23年度	12,671	12,130	156	246	139	(注2)	(注3)	3.0%

注1：超過は各々1点のみであり、事故後に汚染された被覆資材の使用による交差汚染の可能性。

注2：アサツキ、イチゴ、オオバ、オヤマボクチ、カキナ、カブ、キャベツ、クキタチナ、コマツナ、シソ(葉)、シュンギク、セリ、セルリー、ソラマメ、チンゲンサイ、トマト、ナバナ、ニラ、ネギ、畑ワサビ(葉) 花ワサビ、パセリ、非結球レタス、フユナ、ブロッコリー、ホウレンソウ、ミズナ、ミツバ、ミョウガ、ラッキョウ、レタス、ワサビ

注3：カキナ、カブ、キャベツ、クキタチナ、紅菜苔、コマツナ、山東菜、信夫冬菜、セリ、ちぢれ菜、ナバナ、パセリ、畑ワサビ(葉)、ビタミンナ、ブロッコリー、ホウレンソウ、ミズナ、花ワサビ、ワサビ

注4：23年度において野菜として集計していたワサビ、畑ワサビ、花ワサビ、ギョウジャニンニク、オヤマボクチは24年度は「きのこ・山菜類」として集計。

注5：クレソン、セリ、ミョウガ、ヤマノイモ、ジネンジョのうち、野生と判明しているものについては「きのこ・山菜類」として集計。それ以外は「野菜」として集計。

上の2つの表において、500Bq/kgは事故後1年間用いられてきた暫定規制値、そして100Bq/kgは事故1年後から適用された規制値である。

付属資料1-2 「課題文献概要」

文獻名	要点
7-1-1 COUNCIL REGULATION (Euratom) 2016/52 of 15 January 2016 laying down maximum permitted levels of radioactive contamination of food and feed following a nuclear accident or any other case of radiological emergency, and repealing Regulation (Euratom) No 395/487 and Commission Regulations (Euratom) No 944/89 and (Euratom) No 770/90 EU 放射線防護 指令 No 395/487 及び委員会規則 (EURATOM) No 944/89 及び No 770/90 を廃止とする。 (EU の基準関連) 規則 No 395/487 : 原子力事故後に適用される放射能汚染の最大許容レベルを設定 (7-1-2) → 廃止 EU 放射線防護 Publication 105 : 規則の基本について記載 (原子力事故後に適用する EU 食品制限基準) (7-1-3)	<p>原子力事故あるいはかかる放射線緊急事態の発生後ににおける食料・飼料の放射能汚染の最大許容レベルを設定し、規制 (EURATOM) No 395/487 及び委員会規則 (EURATOM) No 944/89 及び No 770/90 を廃止とする。</p> <p>最大許容レベル : 事故時に適用する実施規則 implementing Regulation</p> <ul style="list-style-type: none"> Annex 1 : 一般食品の放射能汚染許容レベル (出典 関連資料 : 規則 395/487, 7-1-2) Annex 2 : マイナーフーズのリスト、最大許容レベル (出典 関連資料 770/90/EURATOM) Annex 3 : 飼料の最大許容レベル (出典 関連資料 770/90/EURATOM) <p>(重要項目) 定義 (第2条) : 一般食品、水、マイナーフーズ等の定義。</p> <p>最大許容レベル : 事故時に適用する実施規則 implementing Regulation</p> <ul style="list-style-type: none"> Annex 1 : 一般食品の放射能汚染許容レベル (出典 関連資料 : 規則 395/487, 7-1-2) Annex 2 : マイナーフーズのリスト、最大許容レベル (出典 関連資料 770/90/EURATOM) Annex 3 : 飼料の最大許容レベル (出典 関連資料 770/90/EURATOM) <p>原子力事故あるいは放射線緊急事態の発生後ににおける食料品・飼料品の放射能汚染の最大許容レベルを設定したもので、上記の文献 (7-1-1) が施行されたことで廃止された。</p> <p>(EU の基準関連) 基本安全基準 : 指令 211/59/Euratom (チエルブリリ事故以前の基準) replace 指令 80/836/Euratom amend 指令 84/467/Euratom</p> <p>一般食品安全基準 Annex : 規則 2016/52 の元となる基準 (飼料については記載なし。マイナーフーズについては今後の対応として Article 7 に記載)</p> <p>規則 944/89 : マイナーフーズについて具体的なリストを示す。 規則 2218/89 : 一般食品についての許容基準表を追記。 規則 770/90 : 飼料の許容レベルについて具体的に示す。</p> <p>EU「放射線防護 105」(事故後に適用する EU 食物制限基準)。現在の基準で示されている規制対象核種のカテゴリー区分を再検討し、適用をより広範に拡大するためのオブショジョンを示唆することを目的とする。 (規則 395/487 (事故直後) amend 2218/89/Euratom supplemented 94/489/Euratom ICRP 関連 : Publication 63, Publication 72 (総量係数) 本文献 105 の目的 : 現在の食品及び対象核種のカテゴリーを再検討し、より広範な環境にそれらを適用できるようにする。</p> <p>(核種カテゴリーの再検討) ・核種カテゴリーの見直し (特にカテゴリー 4 : 半減期 10 日以上の核種、C-14 及び H-3 を除く) ・Table2 として、対象核種とその採取時の総量係数が BSS から引用されている (Directive 96/29/Euratom L159/1 1996) ・カテゴリー 4については、半減期に基づいてさらに 3 つに区分する考え方、そして 1 歳未満の小児に対する総量係数に基づいて 2 つに区分する考え方方が提示された (Table3, Table4)。</p> <p>(食品カテゴリーの再検討) ・事故後の汚染状況は事例毎、地域毎、そして当該地域の食習慣等様々な要因に左右されることを踏まえ、EUR 1255/EN(1991)での安全基準の推定に基づいて許容限度を評価した。</p>
7-1-2 COUNCIL REGULATION (Euratom) No 395/487 of 22 December 1987 laying down maximum permitted levels of radioactive contamination of foodstuffs and of feedingstuffs following a nuclear accident or any other case of radiological emergency (EU の基準関連) 規則 211/59 : 一般食品についての許容基準表を追記。 規則 770/90 : 飼料の許容レベルについて具体的に示す。	<p>原子力事故や他の放射線緊急事態の発生後ににおける食料品・飼料品の放射能汚染の最大許容レベルを設定したもので、上記の文献 (7-1-1) が施行されたことで廃止された。</p> <p>基本安全基準 : 指令 211/59/Euratom (チエルブリリ事故以前の基準) replace 指令 80/836/Euratom amend 指令 84/467/Euratom</p> <p>一般食品安全基準 Annex : 規則 2016/52 の元となる基準 (飼料については記載なし。マイナーフーズについては今後の対応として Article 7 に記載)</p> <p>規則 944/89 : マイナーフーズについて具体的なリストを示す。 規則 2218/89 : 一般食品についての許容基準表を追記。 規則 770/90 : 飼料の許容レベルについて具体的に示す。</p> <p>EU「放射線防護 105」(事故後に適用する EU 食物制限基準)。現在の基準で示されている規制対象核種のカテゴリー区分を再検討し、適用をより広範に拡大するためのオブショジョンを示唆することを目的とする。 (規則 395/487 (事故直後) amend 2218/89/Euratom supplemented 94/489/Euratom ICRP 関連 : Publication 63, Publication 72 (総量係数) 本文献 105 の目的 : 現在の食品及び対象核種のカテゴリーを再検討し、より広範な環境にそれらを適用できるようにする。</p> <p>(核種カテゴリーの再検討) ・核種カテゴリーの見直し (特にカテゴリー 4 : 半減期 10 日以上の核種、C-14 及び H-3 を除く) ・Table2 として、対象核種とその採取時の総量係数が BSS から引用されている (Directive 96/29/Euratom L159/1 1996) ・カテゴリー 4については、半減期に基づいてさらに 3 つに区分する考え方、そして 1 歳未満の小児に対する総量係数に基づいて 2 つに区分する考え方方が提示された (Table3, Table4)。</p> <p>(食品カテゴリーの再検討) ・事故後の汚染状況は事例毎、地域毎、そして当該地域の食習慣等様々な要因に左右されることを踏まえ、EUR 1255/EN(1991)での安全基準の推定に基づいて許容限度を評価した。</p>
7-1-3 EU Radiation protection 105 (EU Food Restriction Criteria for Application after an Accident), 1998 (EU の基準関連) 規則 395/487 : 原子力事故後に適用される EU 食物制限基準 (7-1-2) → 廃止 EU 放射線防護 Publication 105 : 規則の基本について記載 (原子力事故後に適用する EU 食品制限基準) (7-1-3)	<p>原子力事故あるいはかかる放射線緊急事態の発生後ににおける食料・飼料の放射能汚染の最大許容レベルを設定し、規制 (EURATOM) No 395/487 及び委員会規則 (EURATOM) No 944/89 及び No 770/90 を廃止とする。</p> <p>最大許容レベル : 事故時に適用する実施規則 implementing Regulation</p> <ul style="list-style-type: none"> Annex 1 : 一般食品の放射能汚染許容レベル (出典 関連資料 : 規則 395/487, 7-1-2) Annex 2 : マイナーフーズのリスト、最大許容レベル (出典 関連資料 770/90/EURATOM) Annex 3 : 飼料の最大許容レベル (出典 関連資料 770/90/EURATOM) <p>原子力事故あるいは放射線緊急事態の発生後ににおける食料品・飼料品の放射能汚染の最大許容レベルを設定したもので、上記の文献 (7-1-1) が施行されたことで廃止された。</p> <p>(EU の基準関連) 基本安全基準 : 指令 211/59/Euratom (チエルブリリ事故以前の基準) replace 指令 80/836/Euratom amend 指令 84/467/Euratom</p> <p>一般食品安全基準 Annex : 規則 2016/52 の元となる基準 (飼料については記載なし。マイナーフーズについては今後の対応として Article 7 に記載)</p> <p>規則 944/89 : マイナーフーズについて具体的なリストを示す。 規則 2218/89 : 一般食品についての許容基準表を追記。 規則 770/90 : 飼料の許容レベルについて具体的に示す。</p> <p>EU「放射線防護 105」(事故後に適用する EU 食物制限基準)。現在の基準で示されている規制対象核種のカテゴリー区分を再検討し、適用をより広範に拡大するためのオブショジョンを示唆することを目的とする。 (規則 395/487 (事故直後) amend 2218/89/Euratom supplemented 94/489/Euratom ICRP 関連 : Publication 63, Publication 72 (総量係数) 本文献 105 の目的 : 現在の食品及び対象核種のカテゴリーを再検討し、より広範な環境にそれらを適用できるようにする。</p> <p>(核種カテゴリーの再検討) ・核種カテゴリーの見直し (特にカテゴリー 4 : 半減期 10 日以上の核種、C-14 及び H-3 を除く) ・Table2 として、対象核種とその採取時の総量係数が BSS から引用されている (Directive 96/29/Euratom L159/1 1996) ・カテゴリー 4については、半減期に基づいてさらに 3 つに区分する考え方、そして 1 歳未満の小児に対する総量係数に基づいて 2 つに区分する考え方方が提示された (Table3, Table4)。</p> <p>(食品カテゴリーの再検討) ・事故後の汚染状況は事例毎、地域毎、そして当該地域の食習慣等様々な要因に左右されることを踏まえ、EUR 1255/EN(1991)での安全基準の推定に基づいて許容限度を評価した。</p>

<p>・その結果を、各種毎、食品種別毎、そして年齢層毎に評価した年間被ばく線量としてTable 5に示す。それらの評価の根拠となる食 品毎の一人当たりの年間消費量についてはTable 6に示されている。</p> <p>(他の国際機関の勧告 ICRP、IAEA、CAC)</p>
<p>7-1-4 COUNCIL DIRECTIVE 2013/51/EURATOM of 22 October 2013 laying down requirements for the protection of the health of the general public with regard to radioactive substances in water intended for human consumption</p> <p>・EU の規則を、ICRP の最適化の概念でチェックし、改訂する必要はない」と結論付けた。</p> <p>・人間が消費することを目的とした水に含まれる放射性物質に関して、一般公衆の健康を保護するための要件を設定する。(水質基準)</p> <p>・人間が直接使用する水資源については、指令 98/83/EC で規定されているが、そのうち放射能に係る条項を本指令で取替えるものである。</p> <p>・水開通の規則の改訂に至った理由としては、先の BSS 以降、EU が放射線防護に係る指令を施行して開通基準等の改訂を行ってきたこと、そして ICRP の 90 年勧告により放射線防護の考え方方が大きく変化してきたことを受け、1996 年 5 月に新しい BSS が発行されたことによる(新 BSS、指令 96/29/EURATOM)。</p>
<p>(新基準の改訂点) 指令 98/83/EURATOM の放射能開通事項から指令 2013/51/EURATOM への変更・追記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水中の核種に対する規制を、トリチウムの他にラドンを追加。 ・1 年間の預託線量 (Indicative Dose : ID) の評価に開通して、モニタリング及び分析の対象とする核種の許容濃度が記載された。 ・Annex 1 : 人が使う水に対するラドン、トリチウム及び ID の許容限度を示す。その結果は Annex 1 で提示した許容限度を用いて評価する。元情報は、指令 98/83/EURATOM からの引用である。さらにモニタリングの根拠となる規則は、規則 852/2004 の要求事項である HACCP の原則、規則 882/2004 で規定された管理原則である。 ・Annex 3 : ID は人が消費する水がもたらす 1 年間の預託線量であり、本 Annex では、その評価のための方法を提示している。年間の許容被ばく線量 0.1mSv からの説明と、自然放射能、人工放射能としての核種毎に提示している。さらに、モニタリング及びその分析方法のレベルが妥当なものであるための基準として、検出限界を核種毎に提示している。
<p>7-1-5 COUNCIL DECISION of 14 December 1987 on Community arrangements for the early exchange of information in the event of a radiological emergency (87/600/Euratom)</p> <p>放射線緊急事態が発生した際ににおける初期の情報交換にかかる地域コミュニティーにおける調整。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IAEA の原子力事故早期通報条約の発効、そして「欧洲原子力コミュニティーを構成する条約」Article 2 (b)に基づき、提供すべき情報について記載している。 ・IAEA の条約では、Article 2 及び Article 3 において、提供すべき情報についての説明が記載されている。

付属資料 1-2 「課題文献概要」

文献名	要点
7-1-6 COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) No 297/2011 of 25 March 2011 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station (適用基準)	<p>福島原子力発電所事故に伴い、日本を産地とする、あるいは日本から輸送された食物・飼料の輸入について特別な条件を課す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則 395/487 (1987 年) (7-1-2) 規則 94/489 マイナーフーズ 規則 2218/89 一般食品についての許容基準表を追記 規則 770/90 :飼料の許容レベル (対象となる食品等) Article 1 Article 1 に規定される食品等は、規則 669/2009 の Article 3 で規定する意味において、「入城指定地点」(DPE, designated point of entry) で EU 地域に搬入することとされている。 日本からの食品等の輸入に際しては、規則 395/487 に基づく検査を課す。 適用除外として、2011 年 3 月 28 日以降に日本を出発したもの、そして 3 月 11 日以前に収穫・加工されたものは適用除外 (詳細は Article 2)。 <p>(専門機関による日本からの輸入に対する検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> Article 4 では、日本側当局による輸出前検査を課した。 Article 1 に規定される食品等は、規則 669/2009 の Article 3 で規定する意味において、「入城指定地点」(DPE, designated point of entry) で EU 地域に搬入することとされている。 検査の内容について、Article 5 で記載。
7-1-7 COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) No 351/2011 of 11 April 2011 amending Regulation (EU) No 297/2011 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station (修正 (7-1-6 の修正))	<p>先の No 297/2011 の修正 (7-1-6 の修正)。</p> <p>日本側から、輸出前検査における行動レベルについて、EU へ連絡があつた。その後の連絡で、日本国内ではそれらの食品を市場に出すことと、輸出が禁止されていることなどについて連絡があり、しかももそれらの規制が長期に渡ることが明らかになつた。従つて、日本国内で適用されている行動レベルと整合性を持たせるため、EU の規則 297/2011 を修正することとなつた。</p> <p>(修正事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① I-131, Cs-134, Cs-137 の許容レベルを、規則 395/487 (及びその修正・追加) に基づくとされていたが、これを ANNEX 2 で規定する値に変更した。(厳しい値に変更された)。 ② 飼料については、対象となる家畜の種類ではなく、核種ごとの設定に変更された。
7-1-8 COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) No 961/2011 of 27 September 2011 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station and repealing Regulation (EU) No 297/2011 (改正の理由)	<p>日本国内における食品汚染基準変更が多々行われており、先の規則 297/2011 (7-1-6) が修正されてきたが、それを整理して規則 961/2011 として新たに設定した。</p> <p>(重要事項) 輸入食品の添付する宣言書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011 年 3 月 11 日以前に収穫・加工されたものであること、特定県で産出された食品である場合、I-131, Cs-134 及び Cs-137 による汚染レベルが Annex 1 以下であることを、宣言書で示す。 ・宣言書 (保証書) の形式は Annex 1 で示されている。 (検査手順について) 国境における検査当局のなすべき検査について ・I-131, Cs-134 及び Cs-137 についての抜き取り検査 ・特定県で産出された食品輸入に際しては、10%を抜き取り検査する ・特定県から発送された、あるいは特定県以外の地域で産出及び発送された食品輸入に際しては、20%を抜き取り検査する。
7-1-9 COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) No 284/2012 of 29 March 2012 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station and repealing Implementing Regulation (EU) No 961/2011 (改正の理由)	<p>先の実施規則 961/2011 (及びその修正版である 1371/2011) を書き換える (7-1-8 の修正)。</p> <p>日本の規制当局により 2012 年 2 月 24 日、Cs-134 と Cs-137 の和に対する新しい許容レベルが 4 月 1 日より適用されることの連絡がある。これは、米、牛肉及び大豆、そして加工食品に関するもので、そのレベルは、規則 395/487 (及びその修正条項) で規定するレベルを下回るものであった。安全確保の観点では必要性はないが、日本と同じ許容レベルとすることが妥当と判断された。</p> <p>(注) 實施規則 961/2011 の修正版である実施規則 1371/2011 で、I-131 についての規制は必要ないと判断されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制対象外となる食品 (酒、ウイスキー等) が拡大した。 ・食品及び飼料に対する Cs-134, Cs-137 の許容レベルがそれぞれ下げられた。 ・「過渡的措置 (transitional measure)」として、日本の規制当局が採用した (2 月 24 日付)、Cs-134 及び Cs-137 についての許容レベルを採用する (収穫・加工の時期により、本来の許容レベル, Annex II より緩和された許容基準を適用することを認める) という措置

<p>7-1-10 COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) No 996/2012 of 26 October 2012 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station and repealing Implementing Regulation (EU) No 284/2012</p>	<p>Annex III) 事故後2回目の野菜等の成長期にあたり、日本の規制当局から提供された新しいデータに基づいて先の No 284/2012 を置き換えることとなつた。 (改正の内容) ・Cs の許容レベルについては、実施規則 996/2012 から変更はない。 ・規制対象について変更があつた。</p>
<p>7-1-11 COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) No 322/2014 of 28 March 2014 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station</p>	<p>日本の規制当局から提供される情報・データに基づく見直し結果を踏まえての実施規則の修正。 (修正内容) ・許容レベルについての見直しあなし。 ・日本国内でのモニタリング結果に基づき、規制対象となる食品の見直しが行われた。</p>

第2部 食品中の放射性物質に関する研究の調査

1. 調査業務の概要

文献データベースの検索により、「東電福島原子力発電所事故後の食品中の放射性物質モニタリングデータを用いた内部被ばく線量の推定に関する研究論文」69件を収集し、抄録をもとに内容を整理し選出した文献15件について、その原文情報を入手し、日本語でとりまとめを行った。

文献名：「福島県川内村における環境放射能汚染と帰還者の放射線量の評価」

出典情報：

Taira Y, Hayashida N, Yamaguchi H, Yamashita S, Endo Y, et al.,
“Evaluation of Environmental Contamination and Estimated Radiation Doses for the
Return to Residents’ Homes in Kawauchi Village, Fukushima Prefecture”,
PLoS ONE 7(9): e45816. doi:10.1371/journal.pone.0045816, Sep. 2012

(概要)

福島第一原子力発電所から半径30km圏内の制限区域である、福島県川内村に残存する人工放射能がもたらす環境汚染及び放射線量を評価するため、土壤サンプル、針葉樹の葉、そしてマッシュルームに含まれる人工放射能の濃度をガンマスペクトロメーターで測定した。発電所の事故後3か月後の2011年12月19日及び20日にサンプルを採取し、それから9か月経過した時点では、全てのサンプルにおける支配的な放射性核種は¹³⁴Csと¹³⁷Csであった。土壤サンプルに起因する外部実効線量の推定値は発電所から20km圏内で0.42～7.2mSv/h(3.7～63.0mSv/y)、20～30km圏内で0.0011～0.38mSv/h(0.010～3.3mSv/y)であった。今回の調査では、川内村、特に発電所から20～30km圏内では放射線のレベルは十分に低下しつつあることが示された。従って、環境モニタリング、そして不必要的被ばくを低減するための除染や食品の摂取制限等の対策をとることで、自宅への帰還は可能である。川内村のケースは、発電所事故後の自宅への帰還の最初のものとなるであろう。

文献名：「福島原子力発電所事故後における福島県及びその隣接地域の成人住民における食事を経由した放射性セシウムの摂取：2011年12月における24時間食品陰膳調査」

出典：

Harada KH(1), Fujii Y, Adachi A, Tsukidate A, Asai F, Koizumi A.

“Dietary intake of radiocesium in adult residents in Fukushima prefecture and neighboring regions after the Fukushima nuclear power plant accident: 24-h food-duplicate survey in December 2011.”

Environ Sci Technol. 2013 Mar 19;47(6):2520-6. doi: 10.1021/es304128t. Epub 2013 Feb 27.

(概要)

S2011年3月に発生した福島第一原子力発電所事故以来、政府は暫定的な規制限度を超えて汚染した食品をスクリーニングし、市場から排除してきた。この研究は、2011年4月の時点で3地域から募集した成人の食事を経由したCs-134,137、そして比較のため自然界のK-40による被ばく線量を緊急に評価することを目的とした。24時間食品二重サンプル53セットが福島県及び隣接する地域から収集された。Cs-134,137及びK-40のレベルはGe検出器で測定された。放射性セシウムの摂取を目的として食品二重サンプルの項目が記録され、分析された。福島での26サンプルのうち25サンプルから放射性セシウムが検出された。放射性セシウムの中央値は4.0Bq/日（レンジ： $<0.26\text{-}17\text{ Bq/日}$ ）であった。1年間を通じて放射性セシウムの1日当たりの摂取量は一定であると仮定して年線量が計算され、その中央値は $23\mu\text{Sv/年}$ （レンジ： $<2.6\text{-}99\text{ Bq/年}$ ）であった。福島の線量レベルは関東及び西日本より有意に高かった。ステップワイズ多重線形回帰分析により、福島の参加者26人の食事を経由したCs-137の主な摂取経路は福島産の果物とマッシュルームであることが判明した。地方で生産された柿及びリンゴ（n=16）のCs-134,137の放射能濃度の平均値（±SD）は、それぞれ $23\pm28\text{ Bq/kg}$ 及び $30\pm35\text{ Bq/kg}$ であった。予備的に評価した福島住民の食事を経由した線量レベルは、食品中の放射性セシウムに関する日本の新基準の限度にもつづく最大許容線量 1mSv/年 よりもかなり低かった。これらの研究では被ばく評価はバイアスを排除する確率標本抽出で精査されるべきである。

文献名：「福島事故後の放射性物質を含む食物や土の摂取及び大気中放射線によるリスク評価」

出典：

Aiichiro Fujinaga1, Minoru Yoneda and Maiko Ikegami,

“Risk Assessment of the Intake of Foods and Soil With the Radionuclides and the Air Radiation Dose After the Fukushima Nuclear Disaster”

J. Eng. Gas Turbines Power 136(8), 082901 (Feb 28, 2014) (7 pages)

Paper No: GTP-13-1105; doi: 10.1115/1.4026811

History: Received April 19, 2013; Revised January 25, 2014

(概要)

福島原子力発電所事故で拡散した放射性核種による被ばく経路を評価し、そのリスクを全体的な被ばく経路に基づいて評価した。その被ばく経路としては、食物摂取、土壤の吸引、及び外部被ばくを含む。本研究では、この災害による空間線量は、 $0.2 \mu \text{Sv/y}$ 以下であり、管理すべき食物消費による被ばくは 1mSv/y 以下とされている。しかしながら、生涯線量を 100mSv 以下に抑制するため、放射性物質の崩壊と拡散を考慮すると、 mSv/y の被ばく線量に維持することで十分である。

文献名：「福島原子力事故が海洋生物及びシーフード消費者に及ぼす放射線量及びリスクの評価」

出典情報：

Fisher NS, Beaugelin-Seiller K, Hinton TG, Baumann Z,

Madigan DJ, Garnier-Laplace J.

“Evaluation of radiation doses and associated risk from the Fukushima nuclear accident to marine biota and human consumers of seafood”,

Proc Natl Acad Sci U S A. 2013 Jun 25;110(26):10670-5. doi:10.1073/pnas.1221834110. Epub 2013 Jun 3.

(概要)

2011年3月発生した地震と津波によって損傷した福島第一原子力発電所から放出された放射性核種が、常住海洋動物と移住性の太平洋黒マグロから検出された。この情報の公開は世界的な広がりを持って公衆の不安と関心を引き起こし、また2011年8月にはカルフォルニア沖で捕獲された太平洋黒マグロからも、天然起源の放射性核種の濃度よりも低かったが、放射性核種が検出された。放射能の潜在的健康障害に関連して、福島由来と天然起源放射性核種に対して、海洋生物相と魚の消費者に対する線量を計算した。その結果、天然起源アルファ放射Po-210が支配的で、福島由来の線量はその3~4桁低かった。生態系の最も低い基準である防護レベル($10 \mu\text{Gy/h}$)に対しある程度低かった。アメリカ合衆国での汚染された太平洋黒マグロの消費による追加線量は、平均的消費者と漁業者それぞれに 0.9 と $4.7 \mu\text{Sv}$ と計算された。これらの線量は、人類が多くの食品の摂取で常に天然起源放射性核種から、飛行機旅行から、そしてその他バックグラウンド線源から受けている線量と同等かそれ以下である。人の低線量電離放射線によるがんのリスクに関しては未だ不確かな点があるものの、太平洋黒マグロを食べて受ける線量による致死がんのリスク増は10,000,000分の2と推定することができる。

文献名：「福島における陰膳方式 (duplicate diet method) で評価された放射性物質の摂取」

出典：

Sato O(1), Nonaka S, Tada JI.

“Intake of radioactive materials as assessed by the duplicate diet method in Fukushima.”

J Radiol Prot. 2013 Dec;33(4):823-38. doi: 10.1088/0952-4746/33/4/823. Epub 2013 Oct 1.

(概要)

福島第一原子力発電所の2号炉から大量の放射性物質が放出された。放出放射能の影響を受けた地域に住んでいる人々が汚染された食物を定常的に摂取することによる、内部被ばくに関する懸念が高くなっている。それらの人々が心配する必要があるかどうかを評価するため、コープ福島により、日常の食事をボランタリーに提出してもらい、食事に含まれる放射性セシウムについての広範な調査が行われた。陰膳方式により、2011年11月から2012年3月まで、2012年6月から2012年9月まで、100家族を対象とした調査を行った。200食のうち12でCs-134/Cs-137の濃度が1Bq/kgを超えていた。本調査でもっとも高いセシウム濃度の食事を摂取したとしても、年間の預託実効線量は0.1mSvを超るものではない。

文献名：「福島第一原子力発電所災害後の内部放射線被ばくの主な要因としての、事故直後の放射性核種の急性摂取」

出典情報：

Masaharu Tsubokura, MD1,2,3; Kenji Shibuya, MD, DrPH4; Shigeaki Kato, PhD2; et al Tomoyoshi Oikawa, MD, PhD3; Yukio Kanazawa, MD, PhD3

“Acute Intake of Radionuclides Immediately After the Incident as the Main Contributor of the Internal Radiation Exposure After Fukushima Daiichi Nuclear Disaster”

JAMA Pediatr. 2013;167(12):1169-1170. doi:10.1001/jamapediatrics.2013.2311

(概要)

手法

東京大学医科学研究所の審査委員会はこの研究を承認し、全参加者から書類で同意を得ている。全内部被ばくの代表核種として知られている Cs-134,137 による被ばくに関するボランタリー・スクリーニング計画が 2011 年 9 月 26 日に開始された。この計画は全ての南相馬の 6 歳以上の住民が参加して全身カウンター（WBC : FASTSCAN モデル 2251 : キャンベラ製）による測定が行われた。2011 年 9 月から 2012 年 9 月までの期間、有意な被ばくが検出された人の毎月のパーセンテージが計算された。

結果

この研究には子供 3992 人（1975 人は少女；49.5%）が登録され、2010 年の南相馬の該当する人口の 66%に相当する。そのうち子供 2831 人（71%）は検査当時南相馬に住んでいた。年齢の中央値は 11 歳（レンジ：6-15 歳）で、325 人（8.1%）はセシウムが検出されたが、その他の核種は検出されていない。毎月のセシウム検出率は図に示されている。2011 年から（57.5%）から 2012 年 9 月（0%）にかけて明らかに減少傾向がみられる。そして 2012 年以降はゼロが続いている。災害以降は継続的にセシウムを摂取していると仮定して、全セシウム被ばくを預託実効線量に換算したが、預託実効線量は全ての参加者が 1mSv 以下であった。

文献名：「福島第一原子力発電所事故の被災地住民の、食物摂取介入による放射性物質による高レベルの体内汚染の低下」

出典情報：

Tsubokura M(1), Kato S(2), Nomura S(3), Gilmour S(4), Nihei M(5), Sakuma Y(5), Oikawa T(6), Kanazawa Y(6), Kami M(1), Hayano R(7).

“Reduction of high levels of internal radio-contamination by dietary intervention in residents of areas affected by the Fukushima Daiichi nuclear plant disaster: a case series.”

PLoS One. 2014 Jun 16;9(6):e100302. doi: 10.1371/journal.pone.0100302.

eCollection 2014.

(概要)

原子力災害により放射性物質に汚染された地域住民の長期的な体内汚染レベルを低く保つことは公衆衛生上の関心事である。一方、体内汚染の効果的な低減方法は未だよく分かっていない。

我々は汚染した環境から高いレベルの体内被ばくをした人のレベルを低減するため、ボランタリーの放射線汚染スクリーニングとカウンセリング計画の一環として、汚染が疑われる食品を特定し、南相馬市立総合病院及び平田中央病院で慎重な食物摂取介入を実施した。住民 30,622 人を調査し、このうち 9 名から 50Bq/kg の Cs-137 が検出された。これらの住民の初期の平均体内放射能は 4,830 Bq/全身（レンジ：2,130-15,918 Bq/全身）及び 69.6 Bq/kg（レンジ：50.7-216.3 Bq/kg）であった。汚染レベルの高い人全員は、放射線検査をしていない家庭菜園物を食べたり、度々天然マッシュルームを採取したり、家庭の原木でマッシュルーム栽培していた。

彼らは、主に流通している食品を使うことや出荷が制限されているマッシュルーム、山の幸そして野生の肉は食べないように忠告された。介入後数か月経って Cs のレベルの再検査が行われたが、全ての住民の体内汚染は劇的に低下していた。福島の住民の大部分は、体内放射線被ばくレベルは最小だったようだが、知らないうちに高汚染食品を食べた一部の人たちは高レベルの体内汚染を示した。高レベルの体内汚染住民には食物摂取の嗜好に類似性が見られる。事前事後のカウンセリングにもとづく介入やリスクのある食物摂取について医療提供者からの食物摂取アドバイスは住民の食物摂取のあり方を変えうる一つのオプションであり、結果として Cs の体内被ばくの低減となる。

文献名：「2011年以後の福島市、東京及び大阪の市民における食物を経由した放射性核種の評価」

出典情報：

Murakami M(1), Oki T(1).

“Estimated dietary intake of radionuclides and health risks for the citizens of Fukushima City, Tokyo, and Osaka after the 2011 nuclear accident.”

PLoS One. 2014 Nov 12;9(11):e112791. doi: 10.1371/journal.pone.0112791. eCollection 2014.

(概要)

2011年に発生した福島第一原子力発電所事故で環境に放出された放射性核種は健康リスクを与えていた。この調査では、飲料水、食品から I-131 及び Cs-134,137 を摂取した福島市（福島原子力発電所から～50km で避難対象地域外）、東京（～230km）及び大阪（～580km）市民の最初の1年の平均被ばく線量を評価した。福島市民については二つのシナリオを仮定した；ケース1：市民がマーケットから買った野菜を消費、ケース2：地元栽培野菜を消費（安全側のシナリオ）。Cs-134,137 の実効線量は、買い物かごと食品二重複調査の実効線量とよく一致した。I-131 の食物摂取による成人の平均甲状腺等価線量は、福島市で $840 \mu\text{Sv}$ （ケース1）、 $2700 \mu\text{Sv}$ （ケース2）、東京で $370 \mu\text{Sv}$ 、大阪で $16 \mu\text{Sv}$ であった。Cs-134,137 の平均実効線量は、それぞれ $19 \mu\text{Sv}$ 、 $120 \mu\text{Sv}$ 、 $6.1 \mu\text{Sv}$ 、 $1.9 \mu\text{Sv}$ であった。この研究で評価された線量は、検証と地域の食品流通を十分に考慮していない、特に食品流通が重要であるが、WHO と UNSCEAR から報告された線量よりかなり低かった。95 パーセンタイルの実効線量は平均線量の 2-3 倍であった。食物摂取による甲状腺がんへの生涯寄与リスク（LARs）は福島市で $1.7-37 \times 10^{-6}$ （ケース1）、 $6-79 \times 10^{-6}$ （ケース2）、東京で $0.73-13 \times 10^{-6}$ 、大阪で $0.04-0.49-1.3 \times 10^{-6}$ であった。食物摂取による甲状腺がんへの生涯寄与リスクは、福島市ではそれぞれ全被ばく線量の 5.4-11%-12%（ケース1）と 11%-25%（ケース2）であった。

文献名：「福島原子力発電所事故前及び事故後における日本の食品を対象とした放射性核種モニタリングデータの分析」

出典情報：

Stefan Merz, Katsumi Shozugawa, and Georg Steinhauser

“Analysis of Japanese Radionuclide Monitoring Data of Food Before and After the Fukushima Nuclear Accident”,

Environmental Science Technology, 2015, 49, 2875–2885

(概要)

これまで前例のないような食品中の放射性核種モニタリングキャンペーンの一環として、日本政府は福島事故後の食品の安全を確保するための活動に着手した。本研究では、膨大なデータ・セットの一部、特に事故後1年間の食品中の放射性セシウムの濃度について分析を行う。野菜中の放射能濃度は、キャンペーンが開始されてすぐにピークとなり、その後すぐに減少したため、2011年の夏の初め頃には、規制限度を超すのはわずかなサンプルのみであった。その後、環境中での濃縮性の高いマッシュルームや乾燥食品で許容限度を超える結果が報告された。食肉のモニタリングは、特に福島県以外ではかなり遅れて開始された。家畜体内での蓄積期間の経過後、食肉の汚染レベルは2011年7月にピークを迎えた。汚染レベルはすぐに低下したのであるが、2011年9月には再びピークを迎えており、これは主として豚肉（放射性セシウムが濃縮されることが知られている）の汚染によるものであった。水道水の汚染は低く、水道水に対する制限は、2011年4月までには停止された。福島事故以前のCs-137及びSr-90による食品の汚染レベル（大気中核実験によるもの）は、その多くが0.5Bq/kgより低いものであるが、食肉で主にCs-137の濃度が高く、野菜ではSr-90の濃度が高い。バックグラウンドの放射性Sr及び放射性Csとの相関では、福島事故後に設定された規制上はSr-90の濃度のCs-137濃度に対する割合が10%という仮定は、Sr-90/Cs-137が時間とともに高くなつたこともあり、リスクの高い仮定となつた。この点は、現在の日本の食品安全規制で考慮していくべきことであり、現在の基準は日本の食品中のSr-90の量を低く評価していることになるからである。

文献名：「シイタケの出荷ロットにおける放射性セシウム汚染状況と検査結果」

出典情報：

Tsuchiyama T, Miyazaki H, Terada H, Nakajima M.

“Observed distribution of radiocaesium contamination in shiitake lots and variability of test results”,

Food Addit Contam Part A Chem Anal Control Expo Risk Assess. 2015;32(2):205-13.

doi: 10.1080/19440049.2014.990996. Epub 2015 Jan 8.

(概要)

原木栽培椎茸は、放射性セシウムを濃縮することが知られている。福島第一原子力発電所事故以来、農産物やそのほかの食品に比べ原木栽培の椎茸は限度を超えるものが多くなってきた。椎茸の放射性核種による汚染を検査する場合、出荷ロット中の異種の汚染によるそのサンプル計画の妥当性がかなり曖昧になる可能性がある。現在、原木栽培椎茸の統計的特性に関するデータは僅かしかない。この研究では、放射性セシウムで汚染された椎茸の出荷ロットを特定し、ロット内の放射性セシウム濃度分布を調査した。椎茸の出荷ロットの誤分類リスクは、モンテカルロシミュレーションにより導出された動特性曲線より予測した。種々のサンプル計画の結果も評価した。この研究では、誤分類リスクの許容可能なレベルについて有用な情報を提供する。

文献名：「福島第一発電所事故後の川内村で採取された野生キノコ中の放射性セシウム濃度」

出典：

Nakashima K(1), Orita M(1), Fukuda N(2), Taira Y(3), Hayashida N(4), Matsuda N(5), Takamura N(1).

“Radiocesium concentrations in wild mushrooms collected in Kawauchi Village after the accident at the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant.”

PeerJ. 2015 Nov 24;3:e1427. doi: 10.7717/peerj.1427. eCollection 2015.

(概要)

1986年のチェルノブイリ原発事故後、放射性セシウムが野生キノコに濃縮することはよく知られている。この調査で、地域住民の体内被ばくリスクを評価するため福島第一原子力発電所から 30km にある福島県川内村で採取した野生キノコを採取し、放射性セシウムの濃縮度を評価した。その結果、154 個のキノコ中 125 個から 100Bq/kg 以上が検出された(81.2%)。これらのセシウムのデータをもとに日本人の平均年摂取量を 6278g(>20 歳、17.2g/日摂取)をして計算した結果、預託実効線量は 0.11-1.60mSv となった。もし住民が汚染食品を数回食べたとしても、預託実効線量は限定されるが、事故後の福島復興のためには食品、飲料水および土壤の放射性セシウム測定結果にもとづく包括的なリスクコミュニケーションは必要なものと考える。

文献名：「福島事故後 1 年間における福島事故後食品モニタリング・キャンペーンの効果の評価：一つの仮説」

出典情報：

Georg Steinhauser,

“Assessment of the effectiveness of the post-Fukushima food monitoring campaign in the first year after the nuclear accident: A hypothesis”,

Journal of Environmental Radioactivity 151 (2016) 136-143

(概要)

本研究の目的は、福島事故後の食品モニタリング・キャンペーンは許容限度を超して汚染された食品が消費者に届く件数を低減することに成功したかどうかを評価することである。本研究における仮説とは、市販後（post market）食品がこの目的に利用できるとするものであり、放射性核種（Cs-134、Cs-137）についてスクリーニングされた食品項目の全体における市販後食品（p）と許容限度を超す市販後食品（p'）を比較する。実際には、許容限度以上のレベルにある品目において $(p'/p < 1)$ 、ほとんどの野菜生産品の割合は大きく減少しており、モニタリング・キャンペーンの効果が高いことを示している。しかしながら、お茶については、評価結果ではキャンペーンの効果が低い $(p'/p \approx 1)$ ことを示されている。牛肉については、許容限度を超すサンプルのうち市販後食品の割合は、測定されたサンプル全体における市販後食品の割合より高く $(p'/p > 1)$ 、牛肉についてのキャンペーンの効果が低かったことを示している。著者は、政府のモニタリング・マニュアル（第2の優先順位に適合するものだけを対象とする）に従うことで、急な上限を超す汚染食品の出現に準備のできていないモニタリング当局が遭遇し、牛肉に対するより密度の高いモニタリングの実施が数週間遅れることになる。その時でも許容限度を超す食品が市場に入り込んでいることになる（この期間のモニタリングが市販後のものを対象としていることがその原因である）。従って、許容限度以上のいくらかの牛肉が、公衆によって消費されることになる可能性がある。他の肉生産品については、市販後サンプルの割合が極めて低いため、モニタリング・キャンペーンの効果の検証が困難である。全体として、モニタリングは、肉類にたいしてより、野菜についてはより効果的であると考えられる。

文献名：「日本における放射能汚染対策の現状：政策についての分析」

出典情報：

Gilmour S(1), Miyagawa S(2), Kasuga F(3), Shibuya K(1).

“Current Measures on Radioactive Contamination in Japan: A Policy Situation Analysis.”

PLoS One. 2016 Mar 23;11(3):e0152040. doi: 10.1371/journal.pone.0152040. eCollection 2016.

(概要)

背景：

2011年3月11日に発生した東日本大地震とそれに引き続いだ福島第一原子力発電所の災害は、周辺環境を放射能で汚染した。事故直後の惨状の中で、政府は放射能汚染食品に厳密な対策をとり、放射能汚染モニタリング行動を強化した。日本は世界保健機構（WHO）の食品媒介疾患不可疫学参考グループ（FERG）の主導的立場の国であり、この主導的な立場を通して食品流通ネットワークの中で化学物質や毒物について政策的影響を与えるような報告をする機会を持っている。原子力事故は非常にまれで、福島第一原子力発電所事故に対する日本政府の対応政策を分析することは日本の科学者の責任である。この研究は、放射能汚染リスク低減に対する日本政府の政策を評価し、将来起る可能性のある放射線事故に対する可能な限りの対策を確保するため、食品行政方針の強化戦略を明確にすることにある。

方法と結果：

我々は、内閣府、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省および食品安全基準に関する地方政府が公表している政策資料と3月11日以降に放射線汚染基準に関連した変更事例を調査した。われわれは、食品の出荷と販売制限、許容可能な放射能汚染限度、モニタリング活動とその結果に関する情報を抽出した。一般食品は放射性セシウム（Cs-134,137）、100Bq/kg、幼児用の人工とすべてのミルク製品は50 Bq/kg、飲料水は10 Bq/kgとする基準が食品衛生法のもとで2012年4月に制定された。一方、放射能汚染に関する暫定基準は原子炉事故発生以来適応されていた。放射線汚染のリスクのある地域では商用販売と特定食肉、野菜、魚製品の制限が解除された。放射能汚染食品の拡散を抑えるため、各地方で主に出荷以前に加工食品中の放射性物質のモニタリング実施された。2011年3月から2012年3月までに非商用と商用商品について133,832点の検査が行われた。このうち1,204点（0.9%）が暫定基準を超えていた。2012年4月からは278,275点の検査が行われ、2,372点（0.9%）が改定基準を超えていた。厚生労働省が実施した、2014年2月から3月に全国15地点での代表的な食品買い物かご調査では、食事による放射性セシウムの摂取は（0.0007-0.019 mSv/年）非常に低かったと推定されている。原子炉事故の影響を受けている海岸地域の魚製品のモニタリング結果から、汚染は限定されていて、福島県外の生鮮漁の放射能汚染は減少していることが分かった。魚のモニタリング

は範囲が制限されていてほんのわずかな魚種しか対象にされています。

結論：

地域を特定して生産と流通を禁止することは、日本の食品市場では放射性汚染を防ぐ有効である。最近、日本では食品の小売り店での放射性セシウム汚染について大きな関心は払われなくなっている。食品検査の優位付や県特定の制限の見直しについて透明性のある、目的を持った枠組みが必要とされている。天然の魚と海産物のモニタリングは規則化されるべきであり、情報も公開しアクセス可能にすべきである。モニタリング活動は食品安全のリスクはもはやないことを確認するまで拡大すべきである。生産者と消費者の相談は、彼らの関心事が適切で透明性のある方法で正規の政策見直しに取り入れられる事を保証するためにももっと様式化されるべきである。事故後食品管理と暫定的放射能汚染限度の施行に関する利用可能な情報が限られていたにもかかわらず、最近の日本の政策は国民を商業食品市場からの放射能汚染リスクから防護するに十分である。

文献名：「日本における食品中の現在の放射性セシウム限度」

出典：

Iwaoka K.

“The Current Limits for Radionuclides in Food in Japan.”

Health Phys. 2016 Nov;111(5):471-8. doi: 10.1097/HP.0000000000000562.

(概要)

福島第一原子力発電所の事故後、日本ではセシウムによる食品汚染に関しては一般公衆の国際基準である放射線被ばく限度、実効線量 $1\text{mSv}/\text{年}$ もとに放射性セシウム-134, 137について次の限度が設定された。

一般食品 : $100\text{Bq}/\text{kg}$

ミルクおよび乳児食品 : $50\text{Bq}/\text{kg}$

飲料水 : $10\text{Bq}/\text{kg}$

これらの限度を超えた場合、食物の回収や制限対策が実施された。その結果、事故後およそ1年たった時点での実際の放射性セシウムによる実効線量は $0.01\text{mSv}/\text{年}$ を下回った。しかしながら、現存する情報を総合的に論評した文献の中でこれらの限度の現状に関する情報は少ない。この論文では、これら限度の考え方、その根拠及び食品モニタリングの結果を論評している。この情報は今後事故が起きた場合、また現在の限度を理解するうえで、さらに汚染食品からの放射線被ばくに対する一般公衆の不安を緩和する一助となるだろう。

文献名：「核実験及びチェルノブイリ事故後における日本の食品中の放射性セシウム汚染の時間経過：福島事故後の長期汚染に係る示唆」

出典情報：

Smith JT(1), Tagami K(2), Uchida S(3).

“Time trends in radiocaesium in the Japanese diet following nuclear weapons testing and Chernobyl: Implications for long term contamination post-Fukushima.”

Sci Total Environ. 2017 Dec 1;601-602:1466-1475. doi:10.1016/j.scitotenv.2017.05.240.
Epub 2017 Jun 8.

(概要)

食料品中の放射性核種の時間変化を評価することは日本の食品移管する福島事故の長期的影響を予測する鍵となる。核実験とチェルノブイリ事故後の日本における食品とすべての食品中の Cs-137 について 50 年に亘り 4,000 以上の測定を実施してきている。Cs-135 の放射能濃度には、異なる農産食品の間で広く一貫した長期的な傾向がみられる。全食品については日本のいろいろな地域の平均値については全般的にほとんど差がない結果となっている。福島県における核実験後のデータに対するモデルブラインテストは、すべての食品、ほうれん草および大根（長期テストが可能であった）中の放射性セシウムについて良好な予測を示している。福島事故から 2015 年までの期間、平均的な食品中の放射性セシウムは核実験後とチェルノブイリのデータと一致していて時間経過とともに減少していた。福島事故後の異なる地域のデータは地域間で食品の高い混合率を示している。すなわち、地産食品が消費されたと仮定した場合のみに平均食品の Cs-137 について過大評価がされたこと。福島県の非避難地域における食品中の Cs-137 による平均預託実効線量（2011–2061 年）の予測値の平均内部被ばく線量は比較的低いことを示している。この研究は平均的な地域の摂取線量率に焦点を当てており、地点を特定して予測をしたものではない。しかしながら、明らかになった時間的傾向は、避難区域の内外における農産物と食品中の長期間に亘る放射能濃度について特定地点の予測のベースとすることができるだろう。